

白石市分別収集計画

令和元年 6月 20日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行して行くことが重要である。

当市では、近隣市町と広域的な廃棄物処理を行っているが、とりわけ最終処分場の埋立残余容量が2019年度で満杯になり、現在、最終処分場の延命化を図り、廃棄物の埋め立て処理を行っているところである。依然、埋立残余容量が十分でないことから、ごみの分別収集においても、一層のごみの減量化や資源化を推進し、最終処分量の削減に努めていく必要がある。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「法」という)第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効活用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は令和2年4月を始期とする5年間とし、令和4年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
容器包装廃棄物	1,294.5 t	1,281.4 t	1,268.2 t	1,255.1 t	1,241.9 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

分別収集の実施については、当市公衆衛生組合連合会環境衛生部会によるリサイクル活動を推進する。

・環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取組やごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

・過剰包装の抑制

スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進する。

・販売包装の有料化、買い物袋の持参の徹底

レジ袋等の容器包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋(マイバック)の持参の徹底等の普及啓発、指導を行う。

・リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売の促進

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、白石市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主としてガラス製の容器 (無色・ガラス・その他)	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	容器包装プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
主としてスチール製の容器	39.6t		39.1t		38.6t		38.1t		37.6t	
主としてアルミ製の容器	41.2t		40.6t		40.1t		39.6t		39.1t	
無色のガラス製容器	(合計) 101.5t		(合計) 100.2t		(合計) 98.9t		(合計) 97.7t		(合計) 96.4t	
	(引渡額) 101.5t	独自処理量 t	(引渡額) 100.2t	独自処理量 t	(引渡額) 98.9t	独自処理量 t	(引渡額) 97.7t	独自処理量 t	(引渡額) 96.4t	独自処理量 t
茶色のガラス製容器	(合計) 140.5t		(合計) 138.7t		(合計) 136.9t		(合計) 135.2t		(合計) 133.4t	
	(引渡額) 140.5t	独自処理量 t	(引渡額) 138.7t	独自処理量 t	(引渡額) 136.9t	独自処理量 t	(引渡額) 135.2t	独自処理量 t	(引渡額) 133.4t	独自処理量 t
その他のガラス製容器	(合計) 47.4t		(合計) 46.8t		(合計) 46.2t		(合計) 45.6t		(合計) 45.0t	
	(引渡額) 47.4t	独自処理量 t	(引渡額) 46.8t	独自処理量 t	(引渡額) 46.2t	独自処理量 t	(引渡額) 45.6t	独自処理量 t	(引渡額) 45.0t	独自処理量 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	3.7t		3.6t		3.6t		3.6t		3.5t	
主として段ボール製の容器	157.0t		155.0t		153.0t		151.0t		149.1t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 161.8t		(合計) 159.7t		(合計) 157.7t		(合計) 155.7t		(合計) 153.6t	
	(引渡額) t	独自処理量 161.8t	(引渡額) t	独自処理量 159.7t	(引渡額) t	独自処理量 157.7t	(引渡額) t	独自処理量 155.7t	(引渡額) t	独自処理量 153.6t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 98.5t		(合計) 97.2t		(合計) 96.0t		(合計) 94.7t		(合計) 93.5t	
	(引渡額) 98.5t	独自処理量 t	(引渡額) 97.2t	独自処理量 t	(引渡額) 96.0t	独自処理量 t	(引渡額) 94.7t	独自処理量 t	(引渡額) 93.5t	独自処理量 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 252.3t		(合計) 249.2t		(合計) 246.0t		(合計) 242.8t		(合計) 239.6t	
	(引渡額) 252.3t	独自処理量 t	(引渡額) 249.2t	独自処理量 t	(引渡額) 246.0t	独自処理量 t	(引渡額) 242.8t	独自処理量 t	(引渡額) 239.6t	独自処理量 t
(うち白色トレイ)	(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t	
	(引渡額) t	独自処理量 t	(引渡額) t	独自処理量 t	(引渡額) t	独自処理量 t	(引渡額) t	独自処理量 t	(引渡額) t	独自処理量 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

＝直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

また、人口変動率は、平成30年度末までの住民基本台帳人口から直線式を適用し、次のとおり設定した。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
33,261人 (対前年比)	32,836人 (対前年比)	32,411人 (対前年比)	31,986人 (対前年比)	31,567人 (対前年比)
-1.26%	-1.28%	-1.29%	-1.31%	-1.31%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

缶・ガラスびん・プラスチック類・容器包装プラスチックについては、仙南リサイクルセンターで選別、圧縮、保管しており、段ボール、紙製容器包装の資源化については民間委託により行っている。収集量の動向をみながらリサイクルセンターの増設等の必要性を検討していく。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効果的に進めていくため、市民や事業者、行政からなる廃棄物減量等推進審議会を設置し、推進体制を整備する。また、自主的な地域リサイクル活動を推進していくため、廃棄物減量等推進制度を導入し、各自治会に推進委員を配置する。
- ・自治会等の市民団体による集団回収を促進するため、奨励金の交付、集積場所や回収機材の貸与などの支援を行う。
- ・毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。